

小学校算数の小人数授業の教員の任用実態と教育効果への疑問

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 橋口幽美
(宮崎県 元 宮崎市立田野小学校 学校事務職員)

はじめに

今年4月義務標準法が改正され、小学1年生での35人学級が、ようやく国の標準となった。定数上の措置としては、必要となる4000人の内、実質的な増員は300人とのことである。2000人は、児童や学級の減少による“自然減”があり実質的な増員の必要がなく、1700人は、国庫加配定数の一部を活用するとの計画である。国庫加配定数の内訳については明らかではないが、従来、「小人数授業」のための加配定数だったものの一部であろうと推察される。平成22年度の実績で見ると、公立小中学校の国庫加配定数は全体で約5万9千人。指導方法工夫改善定数が約3万人、その内の約8600人が小人数学級への振替分とされている。この内の1700人を正式に「基礎定数」と扱うということであろうか。この変更が、実際に各都道府県においてどのような変化として現われることになるのか、実態の把握も必要である。

ところで、この「小人数授業」の実施は、国民からの30人学級実現要求に対して、財源不足を理由として設定されたといういきさつがある。本レポートは、さらに30人学級実現へ向けての可能性を追求するためにも、この「小人数授業」のための加配定数について、この十年間の実績を含めて検討を呼びかけるものである。

1 「小人数授業」開始時の目的・説明、運動の側の主張との関係

全国的規模で展開された“30人学級実現要求”の運動であったが、文部省(当時)は、その教育効果が必ずしも明確ではないとして、“習熟の程度に差が付きやすい教科のみにおける小人数授業”の実施という指導方法を編み出した。2001年の義務標準法の改正において、第7条第2項に、その定数を「政令による加配」として盛り込んだ。説明は、生活の単位としての学級と学習の単位としての学級を分けて考えるというものだった。学級王国を破壊するという説明すら行なわれた。

また文部省は、学級編制標準を少なくしても、児童生徒数の減少傾向が続くのでやがて定数の増加効果は無くなる。一方、児童生徒数に影響を受けない加配定数を増やしていくのだからむしろ定数の確保に効果があるという趣旨の説明を行なった。

運動の側の受けとめは、この問題についての明確な判断をさけていたように思われる。一部には、少人数学級の教育効果を証明するチャンスととらえる向きもあったかもしれない。算数や理科といった結果の出やすい教科のみでも実験的に小人数での授業を行なうべきだという主張も、当時行なわれた。

(図1 基礎定数と加配定数の変化・・・平成12年度～平成18年度)

2 一部教科のみでの「小人数授業」を実施するために必要となる教員の配置

(1) 加配定数により配置されるため、臨時的任用となる。実際の学校においては、学校内での調整が行なわれるので、必ずしも臨時教員が担当するとは限らないが、他の担当として臨時教員が配置されることとなる。

(資料1 平成20年度以降の公立小・中学校校長・教諭等定数見込調)

(2) 非常勤講師での対応が可能となる。

(3) 加配定数は文科省の判断により、客観的根拠を持たないため、都道府県によって、学校によって、格差が生じる原因ともなっている。小人数加配についても、多く付く県・学校と、少ない県・学校とがある。

(図2 平成19年度 基礎定数に対する国庫加配定数の比率 校長・教諭等)

*2001年の法改正後、加配定数の増加に伴って臨時的任用教員と非常勤教員が激増。

(図3 教壇に立つ教員の非正規教員比率 平成12年度～平成18年度)

3 学級分割の方法と学習場所・指導者との関係(小学校場合)

学級の別け方は、

人数で分ける

習熟度別に分ける

生徒指導上の問題を加味して分ける

理解の遅れがちな児童生徒のみ少数化して分ける

発展的な学習が可能な児童生徒のみ少数化して分ける・・・など様々である。

分割の方法は、学校で決定されるべきであるが、教育委員会の指導は、“習熟度別”であることが多い。習熟度別に分けた場合、学習場所と指導教員をどのようにするかであるが、理解の遅いグループを、

教室で学級担任が教える

特別教室に移動させて学級担任が教える

特別教室に移動させて小人数授業担当教員が教える

教室で小人数担当教員が教える

単元によって、グループや学習場所を変化させる・・・などの方法がとられる。

このような状況が日々繰り返されるわけであるが、教室を移動する児童と移動しない児童との間に、心理的問題が発生しているのではないかと。小学校上学年では、教授活動そのものに不慣れな教員の場合等、授業が成立しなくなる場面が見られたり、担任に対する集団的反抗が生じたりする場面もあると聞く。

4 学習到達度の問題

(1) 二つのグループの到達度を最終的に一致させる事は、困難である。

(2) 二人の教員による指導方法を一致させる事も困難である。

5 小人数授業担当教員の悩み

(1) 教育上の悩み

正規教員・常勤講師・非常勤講師 共通

目に見える成果を求められる。

担任教諭との打合せの時間がとれない。

担任によって少しずつ考え方が違っている。

児童の(今日の)状況がよくつかめないまま授業に臨まなければならない。

(については、専科教員にも共通する悩みかもしれない。)

非常勤講師の場合

採点が業務外とされている。

児童の全般的な学習活動に参加できない。参加しても無給・無保証である。

(入学式・始業式・遠足・校外活動・運動会・卒業式など)

(2) 労働条件・環境ともかかわる悩み

常勤講師・非常勤講師 共通

次年度の採用があるかどうか、不安である。

特に 12 月～3 月の時期は不安感が強く現れる。

経験を積み重ねても、昇給がほとんどない。

非常勤講師の場合

週 20 時間以内、年間 170 時間以内などの制約があり、受持ち授業時間数との調整が必要であるが、現実的には困難な場合があり、実質的に報酬のない勤務が発生する場合もある。

また、実授業時数に影響を受けるため、5 月の連休時期、7・8 月の夏休み、9 月の連休時期、2 学期制の秋休み、12・1 月の冬休み、3 月の春休みなどの期間においては、勤務時間数が落ち込み、収入が不安定である。特に 8 月は無給となる。

他の職員や管理職も非常勤講師の勤務条件について、十分に理解していない。そのため、給食指導や自習監督などの依頼を受けることがある。

あるいは、職員会議への出席も当然、報酬の対象外の活動であるが、円滑に授業を進めるために自発的に参加されるケースが多いのであるが、これさえも場合によっては管理職によって拒否されるケースがある。

「非常勤」とは、本来は「別に職業を持っていて生活に不安のない」特別職として位置づけられているが、実際には、他に職業を持たない教員をめざす青年が多くを占めている。支給されるのは、1 時間あたり 円という計算で支払われる「報酬」のみで、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当などは支給されない。このような条件で働く教員による教育・・・このことが子どもの学習権保障とどのように関連しているか、具体例をとおして検証する必要があるのではないだろうか。

通勤手当に相当するものとして、実出勤日数に応じて「費用弁償」が支払われるが、支払わない県もある。

教材研究の時間も、授業時数に対する一定の比率で認められているが、やとの関係もあり無報酬となる部分も多い。また、教材研究の時間を認めていない県もある。

まとめ

様々な問題を持っている「小人数授業」。この定数を、基礎的定数に振り向ければ、劇的にではなくとも、徐々に学級定数の改善が図っていけるはずである。これまでの経過もあり、県ごとにこの「加配定数」にはおおきなバラつきがある。これを「既得権」として各県が守ろうとする立場に立つならば、全国的な統一した要求とはならないだろう。十分な情報交換、現状についての認識を深めることによって、本来あるべき教職員配置のあり方について、数学教育の分野からも検討をお願いしたい。

なお、2011年の義務標準法改正の問題点については、県の学級編成基準を「標準としての基準とする」という変更点や、「学級編制を事前協議承認制から事後の届出制にする」という変更点について、詳しく分析した調べる会事務局長の見解を参照いただきたい。